

## ◎測量・建設コンサルタント等の提出書類

中央公契連統一様式に準ずる次の書類

- ① 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
- ② 営業所一覧表（営業所等に委任する場合は、その営業所にラインを引くこと）
- ③ 測量等実績調書
- ④ 技術者経歴書
- ⑤ 登録許可証明書の写し

※営業所等に委任する場合や一部のみの登録を希望する場合は、実際に申請する許可業種にマーカー等でラインを引くこと

- ⑥ 法人は財務諸表、個人業者は確定申告書の写し
- ⑦ 委任状（営業所等に委任する場合のみ必要）
- ⑧ 使用印鑑届
- ⑨ 印鑑証明書（原寸コピー可）
- ⑩ 法人業者は商業登記簿謄本の写し  
個人業者は禁治産者などでない証明書の写し（本籍地の市町村で発行）
- ⑪ 最新の納税証明書の写し（納期限をすぎて滞納となったもののないことを証明）  
証明書発行日は平成24年1月1日以降のものに限る。

個人町内業者は、町税(※1)、県税(※2)、所得税、消費税及び地方消費税(※3) 法人町内業者は、町税(※1)、県税(※2)、法人税、消費税及び地方消費税(※4) 個人町外業者は、都道府県税(※2)、所得税、消費税及び地方消費税(※3) 法人町外業者は、都道府県税(※2)、法人税、消費税及び地方消費税(※4)
--

※1 役場税務課で交付します。（完納証明書）

※2 都道府県税事務所で交付します。（県税全税目に滞納「納期限をすぎて滞納となったもの」のないことを証明）

（注）営業所等に委任する場合は、委任先所在地の都道府県税が対象

※3 税務署で交付します。（納税証明書「その3の2」個人用証明）

※4 税務署で交付します。（納税証明書「その3の3」法人用証明）

### ●注意事項

- ① 各種納税証明書の提出もれが多く見受けられます（特に都道府県税）。ご注意ください。
- ② 提出後の訂正は認めませんので、十分ご確認のうえ、提出してください。